国立大学法人高知大学内部統制規則

（令和３年２月 10 日
規　則　第３１号）

最終改正　令和６年 11 月 14 日規則第 43 号

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人高知大学業務方法書（平成 16 年５月 24 日文部科学大臣認可）に基づき、業務の有効性及び効率性の向上、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全並びに財務報告の信頼性の確保を目的として、国立大学法人高知大学（以下「本法人」という。）における内部統制に関する基本的事項を定める。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　内部統制　中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、本法人のミッションを有効かつ効率的に果たすとともに、顕在化することが想定されるリスクへの事前対応のため、学長が本法人の組織内に整備し、運用する仕組みをいう。

(2)　内部統制システム　役員（監事を除く。）の職務の執行が、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制をいう。

(3)　部局　各学系、各学部（附属施設を含む。ただし医学部附属病院を除く。）、医学部附属病院、大学院総合人間自然科学研究科、保健管理センター、各学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、各機構、各室及び事務局をいう。

（適用範囲）

第３条　この規則は、本法人の役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）に適用する。

（内部統制委員会）

第４条　本法人に、内部統制を推進するため内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会については、別に定める。

（学長の責務）

第５条　本法人の内部統制の整備及び運用に関する最高責任者は学長とし、第６条第１項

に規定する内部統制担当役員を統括し、その最終責任を負う。

２　学長は、内部統制システムを構築し、適時、必要な見直しを行うとともに、役職員へ内部統制の周知や研修を実施する。

３　学長は、次の各号に掲げる内部統制の有効性に係る判断基準となる基本要素に基づき、内部統制システムの構築及び見直しを行うものとする。

(1)　統制環境（学長がリーダーシップを発揮できる環境の整備）

(2)　リスクの評価と対応（リスクの識別、分析及び評価と当該リスクへの適切な対応）

(3)　統制活動（本法人の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効果的、かつ、効率的に行われることを確保するための体制）

(4)　情報と伝達（内部統制システムが有効に機能するよう組織構成員に適切な情報が伝わる体制、役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

(5)　モニタリング（モニタリング体制（本法人内部及び監事）の整備）

(6)　ＩＣＴへの対応（ＩＣＴ環境への対応とＩＣＴの利用及び統制）

（内部統制担当役員の配置及びその責務）

第６条　本法人に内部統制担当役員を置き、各理事をもって充てる。

２　内部統制担当役員は、所掌する業務における内部統制の整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する。

３　前２項に定めるほか、本法人の内部統制に関し、各業務にわたる事項又は共通する事項を統括し調整する内部統制担当役員は、理事（総務・企画・危機管理担当）とする。

４　内部統制担当役員は、必要に応じて、内部統制の推進に関し、職員の意見を聴く機会を設けるものとする。

５　内部統制担当役員は、内部統制上の重大な問題が発生したとき又は発生の報告（通報を含む。）を受けたときは、直ちに学長及び監事に報告し、併せて必要な緊急措置及び是正措置を執るものとする。

（内部統制推進責任者の配置及びその責務）

第７条　本法人に、内部統制推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、部局の長をもって充てる。

２　推進責任者は、自己の管理、監督又は指導する部局の業務における内部統制の整備及び運用を推進する。

３　推進責任者は、自己の管理、監督又は指導する部局の業務における内部統制の整備及び

運用状況を把握し、内部統制の不備を発見した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。

４　推進責任者は、内部統制上の問題が発生したとき又は発生の報告を受けたときは、直ちに当該業務を掌理する内部統制担当役員に報告しなければならない。

（職員の責務）

第８条　職員は、内部統制上の重大な問題が発生した場合、又は役職員の不正若しくは違法行為若しくは内部統制上の著しい不当事実を発見し、若しくは通報があった場合には、内部統制推進責任者を通じて、内部統制担当役員に報告しなければならない。

２　職員は、前項の規定にかかわらず、内部統制担当役員又は監事に直接報告することができる。

（モニタリング）

第９条　本法人の内部統制の有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

(1)　日常的モニタリング

(2)　独立的評価

２　日常的モニタリングは、各業務において役職員の自己点検及び相互牽制並びに承認手続により行う。

３　独立的評価は、法人監査室による内部監査並びに監事及び会計監査人による監査により行う。

４　内部監査及び監事監査については、国立大学法人高知大学内部監査規則及び国立大学法人高知大学監事監査規則による。

（雑則）

第 10 条　この規則に定めるもののほか、内部統制に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、令和３年２月 10 日から施行する。

附　則（令和４年３月 28 日規則第 101 号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月 28 日規則第 132 号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年 11 月 14 日規則第 43 号）

この規則は、令和６年 11 月 14 日から施行する。